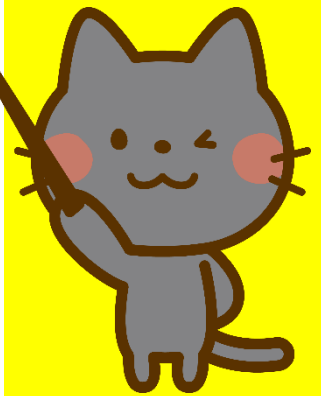


成人(18歳以上)になると親の同意なく、一人で様々な契約ができるようになります。

様々な勧誘の対象になりますので、その場での契約は慎重にしましょう。



注意

友人、知人からの「もうけ話」の誘い！それ、マルチ商法かも！

友達から「もうかる話がある」と誘われて、暗号資産(仮想通貨)の投資に、消費者金融からお金を借りて、30万円支払ってしまった。



契約時に「紹介した人が会員になれば紹介料がもらえ、その人が誰かを紹介すればさらにお金が入る」と言われた

友達を誘ったけど断られた。消費者金融への返済も出来なくて、どうしよう？



簡単に大金を得られることは通常ありません。「もうけ話」の誘いはキツパリと断りましょう。

自分が友人などを勧誘することで、友人をトラブルに巻き込み、人間関係を壊す恐れもあります。

契約書の受領日から20日間は無条件で契約を解除できる「クーリング・オフ」ができます。消費生活センターへ相談を！相談は無料です。秘密は厳守されます。

鎌ヶ谷市消費生活センター
市役所2階

電話:047-445-1246

時間:平日10時~12時

13時~16時

※予約優先

注意

お試しだけのつもりが定期購入に！？
～詐欺的な定期購入商法にご注意ください～

「お試し」「初回無料」「モニター募集」「初回特別価格」などの広告表示には、注意しましょう！

購入前に「〇回以上の継続が必要」「定期購入」「自動継続」などと記載されていないか確認し、支払い総額はいくらになるかなど、契約内容をしっかりと確認しましょう。

注意

無制限で受けられると広告にあった脱毛エステの
中途解約を申し出たら、高額な料金を請求された！

脱毛エステの広告の中には、「脱毛し放題」「無制限」「永久保証」などの言葉が目立ちますが、回数の記載があるなど契約金額や施術期間など具体的な内容が分かりにくいことがあります。

途中でやめたくなくなったり、事情が変わり通えなくなる場合もあります。解約した場合の料金を確認するなど、慎重に検討したうえで、契約しましょう。



注意

SNSで知り合った相手に出会い系サイトに誘われて、
やり取り費用に高額な料金を払ったが相手と出会えない

メールを頻繁に交換するよう誘導され、サイトに高額な料金を支払ってしまうことがあります。支払ってしまった料金の返金を求めることは、簡単なことではありません。

出会い系サイトは、このようなトラブルに巻き込まれることが多く、注意が必要です。



上記の相談内容以外でも、契約についてや、身に覚えのない請求、不審な電話・メールなどで、お困りの際は、**鎌ヶ谷市消費生活センター**にお気軽にご相談ください。

鎌ヶ谷市消費生活
センター
市役所2階
電話：047-445-1246
時間：平日10時～12時
13時～16時
※予約優先



理解度チェックにも
挑戦してみてください！